

国民年金

正しい納付で 安心受給

○納めていますか 保険料
病気や事故は、いつ起こるか
分かりません。
そんなとき、保険料をきちんと
納めていれば、障害（遺族）
基礎年金が受けられます。
○過去に納め忘れた保険料のあ
る方は・・・

将来、年金を受けられるだけ
の納付期間を満たしているか
（満たせるか）、今のうちに確
かめておきましょう。不足して
いる期間が5年以内の場合は、
60歳に達しても任意加入すれば
受給することができます。

また、すでに受給のための必
要期間を満たしている方でも、
納め忘れや、免除されたりし
た期間の分を任意加入すること
により、満額の年金に近付ける
ことができます。

○平成3年4月から、大学や専
修学校の学生で20歳以上の方も
国民年金へ加入しなければなり
ません。

家屋を

取り壊したら

申告を

平成2年中に家屋の取り壊し
をされた方は、平成3年度の固
定資産税からは課税対象となり
ませんので、取り壊しの申告を
してください。

申告用紙は市役所税務課にあ
ります。なお、申告は1月31日
までお願いいたします。

ただし、税務課の職員が新築
家屋の調査にお伺いしたとき、
取り壊し家屋の聞き取りをして
きている場合は必要ありません。
※詳しいことのお問い合わせは、
市役所税務課資産税係（☎②
111内線151）まで。

【税務課】

市税 のはなし③

市では市民の皆さんのご要望
にお答えしてさまざまな仕事を
していますが、そのための財源
の中で市民の皆さんに直接負担
していただいているのが市税で、
市の収入の約25%を占めていま
す。

固定資産税

固定資産税とは、土地、家屋、
償却資産（土地、家屋以外の事
業の用に供することのできる資
産）をいいます。固定資産税は、
その年の1月1日現在の所有者
にかかります。その人が死亡し
ている場合等には、その土地・
家屋を現に所有している人が税
を納めることとなります。

○評価
評価は、固定資産評価基準に

基づき、再建築価格（評価の対
象となった家屋とまったく同
いものを評価の時点においてそ
の場所に新築する場合に必要な
される建築費）を基準に評価し
ます。

課税標準額が8万円未満の場
合は課税されません。

○新築住宅に対する減額措置
専用住宅については、40平方
メートル以上200平方メートル未満、事務所・
店舗等との併用住宅については、
居住部分が2分の1以上でその
居住部分が40平方メートル以上200平方
メートル未満（価格要件あり）の場合、
100平方メートルまでのものはその全部、
100平方メートルを超えるものは100平方
メートルに相当する部分が、減額措
置の対象となり、3年（3階建
て以上の中高層耐火住宅にあっ
ては新築後5年）の間、固定資
産税が2分の1に減額されます。
ただし、その期間を過ぎると元
に戻りますので気をつけてくだ
さい。

○家屋は年々古くなるのに固定
資産税が下がらないのはどうし
てでしょうか
家屋の評価額は、再建築価格
に、家屋の建築後の経過によっ
て生ずる損耗の状況による減価
率（経年減点補正率）を乗じて

求めます。
したがって、評価替えの年度
から次の評価替えの年度までの
間の再建築価格の基礎となる建
築費の上昇率が経年減点補正率
を上回る場合は評価額が上がり、
反対に、建築費の上昇率が経年
減点補正率を下回る場合は評価
額が下がります。つまり、建築
費の上昇が激しい場合は、見か
けは古くなってもその価値（価
格）が減少せず、上昇すること
になるわけです。
ただし、評価替えによる評価
額が評価替え前の価格を上回る
場合には、税負担を考慮して原
則として評価替え前の価格に据
え置くこととされています。
古い家屋の固定資産税が必ず
しも年々下がるわけではないの
は、このような理由からです。
固定資産（土地、家屋）につ
いてのお問い合わせは、お気軽
に税務課資産税係まで。ただし、
電話ではお答えできません。
納税にご協力をお願いします。



今回から古谷栄幸さんの「笑点」に
代わり、市内の高知漫画集団の皆さん
による「なんこく漫歩」を掲載します。

今月の納税

市・県民税（4期分）、国保税（5期分）

納期限は 1月末日です
市税は納期限内に納付しましょう
※口座振替をご利用の方は引き落と
し不能にならないよう納期限前
に口座の残金をお確かめください。

4月からの

保育所への

入所申請受付

来年4月から子供を保育所へ
入所させたい方は、次の日程に
より各保育所で面接して申請書
を受け付けます。

○保育所に入所できる基準

保育所に入所できるのは、両
親が次のいずれかの事情により
子供の保育に当たれない状態で、
同居の親族その他がその児童を
保育できないと認められるとき
に限ります。
①昼間に居宅外で労働すること
を常態としていること。
②昼間に居宅内で当該児童を離

れて日常の家事以外の労働をす
ることを常態としていること。
③妊娠中であるかまたは出産後
間がないこと。
④疾病にかかり、若しくは負傷
し、または精神若しくは身体に
障害を有していること。
⑤長期にわたり疾病の状態にあ
るまたは精神若しくは身体に障
害を有する同居の親族を常時介
護していること。
⑥震災、風水害、水災その他の
災害の復旧に当たっていること。
⑦前各号に類する状態のほか、
市長が特に必要と認めた場合。
入所申請用紙は、1月5日か
ら最寄りの保育所または市役所
民生課保育管理係に用意してい
ります。また、現在入所してい

日	曜日	面接場所	時間
17	木	吾妻園 保育所	9:30~4:00
18	金	岩村園 保育所	9:30~12:00
		国府園 保育所	9:30~4:00
21	月	明見園 保育所	9:30~12:00
22	火	大湊園 保育所	
23	水	後免園 保育所	
		浜改園 保育所	
24	木	十市園 保育所	
25	金	岡豊園 保育所	
		長岡西園 保育所	9:30~4:00
28	月	久礼園 保育所	
29	火	大嶺園 保育所	
30	水	あ稲園 保育所	
31	木	長岡東園 保育所	
		市役所民生課(1階)	

(正午から午後1時までは休憩時間です)

幼稚園児募集

申し込みは

1月10日~31日

平成3年度の市立幼稚園（白
木台、瓶岩）の園児を募集しま
す。
対象は5歳児、4歳児、3歳
児で、選考して許可します。

○5歳児 昭和60年4月2日か
ら61年4月1日までに生まれた
幼児
○4歳児 昭和61年4月2日か
ら62年4月1日までに生まれた
幼児
○3歳児 昭和62年4月2日か
ら63年4月1日までに生まれた
幼児

※申請用紙の請求や詳しいこと
のお問い合わせは、白木台幼稚
園（☎②1525）、瓶岩幼稚
園（☎②1212）または市教
育委員会学校教育課（☎②1
11内線313）まで。

【教育委員会】

平成3年

成人式

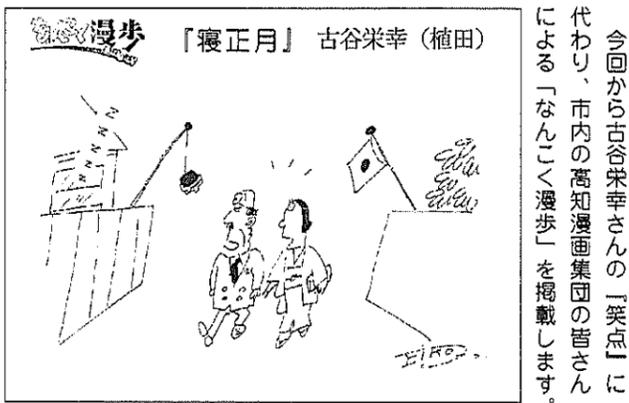
日時 1月15日(火) 午
後1時30分~3時
場所 ホリデイホール
対象 昭和45年4月2
日~昭和46年4月1日生
まれの方
※出席される方は1時30
分までに入場してください。
また、車での来場はな
るべくご遠慮ください。
詳しいことのお問い合
わせは、市教育委員会社
会教育課（☎②111
内線321）まで。

【教育委員会】

工業統計調査に

ご協力を

12月31日現在で、平成2年工
業統計調査、商鉱工業石油等清
費構造統計調査が行われます。
この調査は、わが国の製造業の
活動状況などを明らかにするた
めに、毎年通商産業省が実施し
ているもので、今年はずべての
製造業を営む事業所が対象です。



調査の結果は、国や地方公共
団体の中小企業対策など、各種
の行政施策の基礎資料として活
用されています。
1月中旬までに調査員が伺い
ますので、ご協力をお願いします。

1月1日から
南国警察署の
電話番号は
☎②3456